

新人ヘルパーが勤務初期に熟練ヘルパーと同時に勤務する以下の三つの制度があり、非常に混同しやすいため用語説明を致します。混乱を避けるため、正しく「 」内の用語を用いてお話し頂きますようお願い申し上げます。

### **新人ヘルパーが無資格の状態で行うもの**

#### **1、重度訪問介護従事者養成研修の「実習」**

重度訪問介護従事者養成研修(座学を含む20hの研修)で利用者宅において家族や先輩ヘルパーが介護や見守りを行っている様子を見学します。

これを「実習」と言います。(通常は10h、統合研修は8.5h)

### **新人ヘルパーが資格取得後に行うもの**

#### **2、「同行支援」**

障害者に支給決定された重度訪問介護の「同行支援」において、熟練ヘルパーと新人ヘルパー(新人は採用後半年以内で、利用は120h以内で障害者が支給された範囲内。)が同時にサービスに入る状況を指します。

2名とも制度内ですので、実績記録票及びサービス提供記録、出勤簿全てに記載がされる必要があります。(記入例は該当される方に別でお知らせします)

※熟練ヘルパーはサ責や介護福祉士等である必要はありませんが、制度内サービス開始後半年に満たない方を熟練ヘルパーとしたい場合は事前に市町村に交渉して下さい。

### **新人ヘルパーの資格の有無を問わないもの**

#### **3、特定事業所加算の熟練ヘルパー同行(全国広域では「特定ベテラン同行」と称する)**

特定事業所加算事業所において、新人ヘルパーが初回の介護をする際に、熟練ヘルパーが同行して最低30分以上介護等を教える必要があります。

(原則初回ですが場合により初回以外でも可能)

制度内外や資格取得前後どちらも問いませんが、業務命令のため勤務時間となります。(よって出勤簿に記載を要します)

もし制度内で「特定ベテラン同行」する場合は熟練ヘルパーか新人ヘルパーの「どちらか1名」がサービスをしている状態となります。

※熟練ヘルパーはサ責や介護福祉士等である必要はありません。

なお、同日に「特定ベテラン同行」に引き続きで「同行支援」を行う場合は、特定ベテラン同行は30分のみ行って下さい。この30分については同行支援とまとめた記載をしないようご注意ください。

※3は全国広域独自の名称・ルールです。